

令和4年9月16日

保護者様

豊橋市立羽田中学校

校長 間瀬 久詳

医療機関受診時の初診時選定療養費の変更について（お知らせ）

日頃より、本校の教育活動にご協力と温かいご支援をいただき、ありがとうございます。

豊橋市民病院等一定規模以上の医療機関を受診する場合、患者負担の初診時選定療養費がかかりますが、令和4年10月1日から豊橋市民病院の初診時選定療養費が変更になります。

緊急の場合には、子どもの命を最優先に考え、豊橋市民病院等の医療機関に搬送しますが、こうした場合には、保護者の方に下記の金額をご負担いただくことになりますので、ご承知くださいるようお願いいたします。

記

1 初診時選定療養費負担額

令和4年10月1日改訂

医療機関	対象	負担金額
豊橋市民病院	小学生・中学生・高校生	7,700円
豊橋医療センター	小学生・中学生	無料 (時間外 1,650円)
	高校生	3,300円
成田記念病院	小学生・中学生	無料(時間外も無料)
	高校生	1,100円

※保険診療外のため、子ども医療及びスポーツ振興センターの給付対象とはなりません。

2 初診時選定療養費がかからない場合

- (例) •かかりつけ医からの紹介状を持参した
•子ども医療を除く国・県・市などの公費負担医療（生活保護・母子父子医療等）
を受給している
•診療後に入院した
•検診結果を持参し、その二次検診で受診した
•労働災害（通勤災害）で受診した
※ただし、医療機関により異なります。